

長浜市立高時小学校「いじめ防止基本方針」

令和3年4月

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることから、本校では、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ対策委員会」を常設し、また、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの問題に組織的に取り組む。

目指す姿

子どもたちが安心して楽しく学べる学校
保護者が子どもを通わせたい学校
地域から信頼される学校

【いじめに対する基本認識】

全ての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識を持つ。

- ①いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。
- ②いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- ③いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ④保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

- ①全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。
- ②いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。
- ③いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、家庭・地域・関係団体との連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行う。

(1) いじめの防止

本校では、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- ①望ましい人間関係や互いのよさを認め合う集団づくりを行う。
- ②道徳・学級活動を通して規範意識や集団のあり方等について学習を深める
- ③子どもがいじめ問題を自分の事として考え、自ら活動できる集団をつくる。
- ④常に危機感を持ち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- ⑤学校生活での悩みの解消を図るために、教育相談活動の充実を図る。
- ⑥教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- ⑦教職員研修の充実を図り、いじめ相談体制の整備を行う。
- ⑧地域や関係機関との情報交換を行い、日常的な連携を深める。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に届きにくいところで発生しており、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める。

- ①子どもの声に耳を傾ける（アンケート調査・生活ノート・教育相談等）
- ②子どもの行動を注視する（児童のいるところには、教職員がいる・ネットパトロール等）
- ③保護者と情報を共有する（連絡ノート・電話・家庭訪問等）
- ④地域と日常的に連携する（地域行事への参加・子ども見守り隊との連携・関係機関との連携）

(3) いじめへの対処

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解決を目指す。

- ①いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ②学級担任が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に取り組む。
- ③いじめられる子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- ④法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- ⑤いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設する。

その役割については、以下のとおりとする。

(ア) 役割

- ①いじめの防止等の取組の年間計画を作成する。
- ②いじめの防止等の取組について、全ての教職員間で共通理解を図る。
- ③いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う。
- ④児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う。
- ⑤いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- ⑥いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係の児童等へ事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う。
- ⑦いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う。
- ⑧重大事態に係る調査の母体となり調査を行う。
- ⑨PDCA サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて本校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

(イ) 構成員

対策委員会の構成員は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・教育相談担当・人権教育担当・養護教諭・特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラーとする。

なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加する。

また、事案の性質等、必要に応じて、専門家や医師、警察官等、外部専門家の参加を得る。

3 重大事案への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- ①重大事案が発生した旨を、長浜市教育委員会に速やかに報告する。
- ②長浜市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた生徒・児童に対し、事案関係その他の必要な情報を適切に提供する。

4 インターネット上のいじめ対策

- ①インターネットや携帯電話を使用する際のルールやモラルについて、教職員の研修を深める。
- ②外部講師等を招き、児童・保護者への啓発活動に努める。
- ③家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し双方で指導に努める。